飼育動物診療施設開設届出書

令和　　　年　　　月　　　日

香川県　　　家畜保健衛生所長　殿

住　所

氏　名

獣医療法第３条の規定により飼育動物診療施設の開設を下記のとおり届け出ます。

記

１．開設者の氏名及び住所（開設者が法人である場合にあっては、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地）並びに開設者が獣医師である場合にあってはその旨

２．診療施設の名称

３．開設の場所

４．開設の年月日

５．診療施設の構造設備の概要（定格出力の管電圧が十ｷﾛボルト以上の診療用エックス線装置を備えた診療施設にあっては、当該エックス線装置の製作者名、型式及び台数、エックス線高電圧発生装置の定格出力並びにエックス線装置及びエックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要を含む）及び平面図

６．管理者の氏名及び住所(開設者が獣医師であって診療施設を管理しているときはその旨)

７．診療の業務を行う獣医師の氏名（エックス線装置を備えた診療施設にあっては、エックス線診療に従事する獣医師の氏名及び当該獣医師のエックス線診療に関する経歴を含む）

８．診療の業務の種類

９．開設者が法人である場合にあっては、定款又は寄付行為

１０．その他